## 『注釈 銃砲刀剣類所持等取締法 [第3版] (第1刷)』お詫びと訂正

本書下記箇所に誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。

該当箇所	誤 (下線は訂正箇所)	正
83頁 上から 3 行目	所持を開始したときは不法所持罪 となる (上記 <b>9</b> (4))。	所持を開始したときは不法所持罪 となる(上記第2の9(4))。
192頁 下から 8 行目	十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号) 第2条 <u>第3項</u> に規定するストーカー 行為をし、同法第4条第1項の規定 による警告を受け、又は同法第5条 第1項の	十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号) 第2条第4項に規定するストーカー 行為をし、同法第4条第1項の規定 による警告を受け、又は同法第5条 第1項の
304頁 下から7行目	○ ライフル射撃場 <u>ライフル銃を</u> 用 いて射撃を行う施設又は	○ ライフル射撃場 ライフル銃若し くは空気銃を用いて射撃を行う施 設又は
305頁 下から 4 行目	なお、現状では、ライフル射撃場に おいて空気銃の射撃を行うことは認め られていない。	全文削除
307頁 上から13行目	指定射撃場の指定申請書 <u>2 通</u> を作成し、所定の添付書類とともに、	指定射撃場の指定申請書 1 通を作成し、所定の添付書類とともに、
307頁 下から 3 行目	3 号の記載事項変更届 <u>2 通</u> を、速 やかに所轄警察署長を経由して	3号の記載事項変更届1通を、速 やかに所轄警察署長を経由して
322頁 上から13行目	教習用備付け銃を業務のため所持 することができる(法 $3$ I $4$ の $4$ )。	教習用備付け銃を業務のため所持することができる(法3I④の6)。
508頁 脚注(1)	本条は、昭和45年に発生した模造拳銃 を使用した航空機不法奪取事件 (よど <u>号事件)</u> を契機として、昭和46年改正 により新設された。	本条は、昭和45年に発生した模造拳銃を使用した航空機不法奪取事件を契機として、昭和46年改正により新設された。 ( )文削除
512頁 下から8行目	規則 <u>別表 2</u> (次頁) は、金属製モデル ガンを	規則別表 3 (次頁) は、金属製モデル ガンを
519頁 下から10行目	(1) <b>金属性であること</b> 「金属で作られ」とは、	(1) 金属製であること 「金属で作られ」とは、
613頁 上から 8 行目	四 第10条第2項の規定に違 反して拳銃等又は猟銃を発射した者	全文削除